



「CS60」フランチャイズ加盟契約書

株式会社日本イノベーション(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、
生体電流整流器「CS60」(以下「丙」という)施術処経営のフランチャイズに関し次のとおり契約する。

第1条(目的)

- 1 甲は乙に対し、本契約条件を遵守することを条件に、乙が所有または賃借している店舗において、商標、商号等(以下「商標」という。)を使用し、甲の開発した丙による施術及び商品販売経営ノウハウ、サービス体系を用いてその営業活動を行うことを許諾する。
- 2 店舗「CS60」の使用にあたって乙は次の内容を遵守しなければならない。
 - (1) 丙の有料の施術は会員のみとする。(入会時に会則及び会員証発行と入会金の徴収を行うこと)
 - (2) 商標は本契約に基づき実施される店舗における事業にのみ使用し、それ以外の事業のために使用しないこと。
- 3 乙は、事前の甲の書面による承諾なく商標と同一かもしくは類似する商号、商標等をいかなる地域においても自己のものとして登記または登録してはならないものとする。
- 4 乙は「CS60」の類似品による施術を行わないものとする。
- 5 乙はレンタルされた「CS60」の仕組みを見るために解体してはならない。甲は相当額の損害賠償を請求することができる。

第2条(加盟金及びCS60 使用权)

本契約締結時に、乙は甲に対し、加盟金及びCS60 的使用権としてCS60 1個当たり金60万円を甲に現金で支払う。この加盟金及びCS60 使用权はいかなる場合においても返還しないものとする。

第3条(営業活動の指導)

- 1 甲は、店舗の営業について次の指導を行う。
 - (1) 施術者の育成、教育、指導。
 - (2) 店舗建設・内装および改装に関する指導
 - (3) 店舗の販売用商品および営業用消耗品の仕入先の推薦
 - (4) その他店舗の営業に関し必要となる業務

第4条(研修)

- 1 乙が雇用するCS60 施術者は必ず研修を受講しなければならない。
- 2 施術者の研修は5日間とし実務経験を5日間とする。

3 研修課程において不適合者は不採用とする。(研修実費残金返金)

4 研修修了者には研修終了証を発行する。

第5条(店舗営業)

1 乙は甲の事前の書面による承諾なく店舗の場所を移動してはならない。

2 乙は、本契約締結日から2ヶ月以内に店舗での営業を開始しなければならない。

3 上記の2カ月以内の店舗営業ができない時は甲と乙が話し合い解決する。

第6条(丙「CS60」の交換)

1 乙は丙の引渡しを受けた時点で直ちに検査する。その結果、引き渡された丙に何らかの瑕疵を発見した場合には、引渡し後1週間以内に文書をもって甲に通知しなければならない。

2 前項の通知を甲が受けた場合、甲は丙を調査する。乙の通知どおりに瑕疵が存在することが確認できた場合、それが乙の責めに帰すべき事由による場合を除き、甲は瑕疵ある丙を瑕疵のない丙に無償で交換する

3 丙は使用頻度により一部消耗する為。3～5年間で無償交換する。

第7条(事業店舗範囲)

1 乙の事業店舗範囲は丙1個当たりの適正人口を約2万人とする。

2 乙の店舗範囲に新たな店舗を開設出来ないが乙の承諾があればこの限りではない。

第8条(営業時間)

1 乙は、店舗の営業時間を9時～22時とし、365日開店出来る体制をとる。

2 前項の営業時間は、店舗の顧客(会員)環境、施術者人数不足により維持できないときは甲と協議して甲の承諾を得なければならない。

第9条(広告宣伝)

乙が自ら企画を立てて広告宣伝活動を行う場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。この場合の広告宣伝費は乙の負担とする。

第10条(丙使用料)

1 乙は、丙の使用料として別紙レンタル契約書に添う。

2 丙使用料は毎月、甲が指定する銀行口座に振り込んで支払う。

第11条(守秘義務)

1 乙は、本契約期間中およびその終了後においても、本契約に基づき甲から開示された情報を守秘し、第三者に開示してはならない。

2 乙は本契約の目的を達成するために必要な乙の役員、従業員に対し前項に定める情報を開示することができる。この場合、乙は当該役員、従業員に対しても乙と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員、従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負う。

3 本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は、甲から開示された一切の情報を甲に返還し、以後一切保有しない。

4 本条に定める守秘義務は次の場合には適用しない。

(1) 公知の事実もしくは当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実

- (2) 第三者から適法に取得した事実
- (3) 開示の時点で保有していた事実
- (4) 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

第12条(個人情報の取扱い)

- 1 乙は会員の個人情報については、甲の指示に従い取り扱うものとし、甲の指示を超えて利用、内容変更、消去、第三者への開示を行ってはならない。
- 2 乙が自ら個人情報を取得する場合には、個人情報の保護に関する法律に従い、その利用目的を通知もしくは公表し、その利用目的の範囲内で個人情報を使用しなければならない。また、法令に定めのある場合を除き、本人の同意なくその個人情報を第三者に開示してはならない。

第13条(有効期間)

本契約の有効期間は 年 月 日から5年間とする。期間満了の3ヶ月前までに甲または乙により本契約を更新しない旨の通知がない限り、本契約は5年間更新され、以後も同様とする。

第14条(期限の利益喪失・契約解除)

1 甲または乙が次の各号の1に該当した場合、なんらの催告を要することなく相手方に対する債務は当然に期限の利益を失い、当該当事者は相手方に対し支払わなければならない。また、相手方は催告なくして本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 本契約の1に違反した場合
- (2) 支払停止、支払不能に陥った場合
- (3) 自ら振り出しもしくは裏書した手形、小切手の不渡りを1回でも出した場合
- (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申立てを受け、またはなした場合もしくは特定調停の申立てをなした場合
- (6) 解散、営業の全部または重要な部分の譲渡決議をした場合
- (7) 営業を廃止した場合
- (8) 監督官庁より営業停止命令を受け、または営業に必要な許認可の取消処分を受けた場合
- (9) 株主構成、役員の変動等により会社の実質的支配関係が変化し従前の会社との同一性が失われた場合
- (10) その他前各号に準じる事由が生じ、乙の信用状態が悪化したと甲が認めた場合

2 前項の場合において甲に損害が生じた場合には、乙はこれを賠償しなければならない。

第15条(契約終了の効果)

本契約が理由の如何を問わず終了もしくは解除された場合、乙は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本件店舗を閉鎖する。
- (2) 甲から使用許諾を受けた商号の使用を直ちに中止し、それらが記載された看板、内装用品、販促ツールその他一切のものを甲の指示に従い、甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。

(3) 甲から供与されたマニュアル、業務規程その他一切の情報を示した書面、DVD、その他一切の記録媒体を甲の指示に従い甲に返還するか、自己の費用で廃棄する。乙のコンピューター等に記録されたものについては全て削除し、以後一切の情報を保有しない。

第16条(損害賠償)

乙が本契約に違反して甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対しその損害を賠償しなければならない。

第17条(遅延損害金)

乙が本契約上の債務の履行を怠った場合には、年10%の遅延損害金を支払うものとする。

第18条(譲渡)

乙は本契約上の地位もしくは本契約から生じる権利義務の全部または一部を事前に甲の承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

第19条(不可抗力)

1 地震、台風、津波その他の天変地変、戦争、暴動、内乱、法規の改正、政府行為その他の不可抗力により当事者が本契約もしくは個別契約の全部または一部を履行できない場合であってもその責任を負わない。

2 前項に定める事由が生じた場合には、不可抗力事由が発生した当事者は相手方に対しその旨の通知をする。この通知発送後6ヶ月を経過しても前項の不可抗力事由が解消されず、本契約の目的を達成することができない場合には、不可抗力事由が発生した当事者は催告なくして本契約もしくは個別契約の全部または一部を解除することができる。

本契約締結の証として本書2通作成し、各自1通これを保有する。

年 月 日

甲) 東京都港区北青山 1-4-4-401
株式会社日本イノベーション
代表取締役西村光久

乙)
住所 〒

名前

電話